

## にしまち診療所 悠々



岸 清志



米谷 康



小田 大

一般の方を対象に外来診療、訪問診療を行っています。  
外来は完全予約制で、1日5人程度に制限しているため緊急往診への随時対応が可能です。

常勤医師 : 岸 清志 米谷 康  
非常勤医師 : 小田 大  
診療科目 : 内科、外科、リハビリテーション科  
診療日 : 月曜日～金曜日(土・日・祝日は休診)  
時間 : 午前9時～12時 午後2時～5時  
※初診の方は電話等で確認の上、お出かけください。  
※在宅訪問患者さんに対しては24時間対応いたします。

### 【無料低額診療のご案内】

社会福祉法人である当診療所は第二種社会福祉事業として、無料低額診療事業を行っています。この事業は、経済的理由により適切な医療が受けられない方に対して、医療費の自己負担分を無料、または、低額にすることで安心して医療を受けていただくための事業です。

(対象となる方)

この制度を利用できるのは当診療所で治療を受けておられる方で、経済的理由により医療費の支払いが困難と認められる方です。

生活保護に準ずる方など、当診療所の減免規定に基づき決定します。

(対象となる医療費)

・当診療所での医療費に限ります。院外薬局での代金は対象になりません。

### 【無料健康相談のご案内】

生活保護を受けている方、経済的に困窮している方等を対象に無料の健康相談を行っています。

### 【発熱外来について】

・当該診療所受診歴の有無にかかわらず、発熱を伴う患者さん(小児を除く)を受入れています。

・受診を希望される方は事前に電話での予約をお願いします。

・感染防止対策として検査は原則、戸外(車中あるいは屋外椅子)で行います。

施設名 にしまち診療所 悠々

住所 〒680-0022 鳥取市西町5丁目108

TEL / FAX 0857-25-6523 / FAX 0857-25-6516

管理者 岸 清志

特記事項 無料低額診療事業・無料健康相談・在宅療養支援診療所

## ことばの発達支援センターにしまち幸朋苑

「ことばの発達支援センターにしまち幸朋苑」では、ことばの発達支援を通してお子さんの健やかな育ちを支えていきます。子どものことばやコミュニケーションなどについて言語聴覚士（ST）による相談、外来リハビリテーション、訪問リハビリテーションによる個別の指導・訓練を行っています。

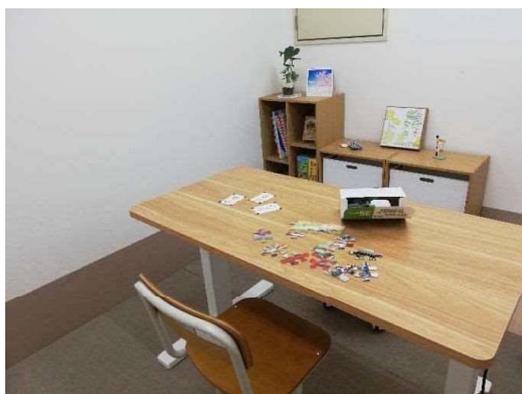


お子さんのことばについて誰かに聞いてみたい…という事はありますか？

- 発音がはっきりしない
- ことばが遅い
- ことばが詰まる
- お友達とうまく遊べない
- 読み書きがうまくできない
- …など



「子どものことばやコミュニケーションが気になる・・・」「子どもにどうやって関わったらいいんだろう」とお考えの方は、一人で悩まず、まずはお気軽にご連絡ください。



(施設名) ことばの発達支援センターにしまち幸朋苑 (にしまち診療所 悠々内)  
(住 所) 〒680-0022 鳥取市西町5丁目108番地  
(電 話) 090-4899-1160 (担当: 森田)  
(営業日) 月曜 ~ 金曜 (その他の曜日は、要相談)



# 社会福祉法人 こうほうえん

## にしまち診療所 悠々

# 重要事項説明書

<令和6年6月1日 現在 >

当事業所は居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所の指定を受けています。  
(鳥取県指定 第3110113689号)

当事業所はご契約者に対して居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行います。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆目次◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～5
6. サービス提供における事業者の義務	5
7. サービスの利用に関する留意事項	6
8. 連帯保証人について	6
9. 事故発生時の対応	6
10. 損害賠償について	6
11. 身体拘束について	7
12. サービス利用をやめる場合	7～8
13. 個人情報の保護・開示について	8
14. 虐待の防止について	8
15. 非常災害対策	9
16. 苦情の受付について	9
17. 重要事項説明書内容変更時の取り扱いについて	10
18. 第三者評価の実施について	10
19. 利用者の皆様へのお約束とお願い	11

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 こうほうえん
- (2) 法人所在地 鳥取県境港市誠道町2083番地
- (3) 電話番号 0859-24-3111 (法人本部事務局)
- (4) 代表者氏名 理事長 廣江 晃
- (5) 設立年月 昭和61年7月3日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の種類

#### A：居宅療養管理指導事業所

平成26年8月1日指定 鳥取県 第3110113689号  
要介護1～5の方への訪問指導を行います。

#### B：介護予防居宅療養管理指導事業所

平成26年8月1日指定 鳥取県 第3110113689号  
要支援1、2の方への訪問指導を行います。

### (2) サービスの概要

要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、往診または訪問診療による計画的かつ継続的な医学管理に基づき、医師が利用者のケアマネジャーやサービス事業所への情報提供、並びに利用者及び家族への医学的観点からの指導助言を行います。

また医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の主治医やケアマネジャー、サービス事業者への情報提供、並びに利用者及び家族への栄養ケアを行います。

### (3) 事業所の名称 : にしまち診療所悠々

- (4) 事業所の所在地 鳥取県西町5丁目108番地
- (5) 電話番号 0857-25-6523
- (6) 管理者 診療所所長 医師 岸 清志
- (7) 運営方針

『わたくしたちは サービス業のプロとして 正しい情報を伝達し

自分が受けたい 保健、医療、福祉サービスの提供・改善に努めます』

## 3. 事業実施地域及び営業時間

### (1) 通常の事業の実施地域 鳥取市にお住まいの方

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 (国民の祝日・8月13日～8月15日・12月30日～1月3日までは休み)
受付時間	月～金 9時00分～17時00分
サービス提供時間(医師)	月～金 9時00分～17時00分
(管理栄養士)	月～金 9時30分～15時30分

上記の曜日、時間で臨時休診する場合はその都度院内に掲示いたします。

#### 4. 職員体制状況

当事業所では、ご契約者に対して居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を行う職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤人数	非常勤人数
医師	1名以上	0名
管理栄養士	0名	1名以上

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

##### (1) サービスの概要

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- |                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| (ア) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(イ) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|-----------------------------------------------------|

##### (ア) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第9条参照）

以下のサービスについては、基本料金・加算料金の合計が介護保険給付額となります。介護保険給付額の1割ないし2割が利用者様の負担額となります。

##### (イ) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第10条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

##### ① 交通費

② 旧鳥取市以外にお住いのご契約者は、交通費をご負担いただきます。

##### ② 医療費

薬料や注射料、処置料、診察料、訪問診察料といった医療保険にかかわる費用をご負担いただきます。

##### ③ 材料費

調理等、材料代にかかる費用を必要に応じてご負担いただきます。

##### ④ 複写物の交付

サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

##### ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

##### ⑥ その他

サービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気等の費用は、ご契約者の負担となります。

##### (2) サービス利用料金（契約書第11条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。

##### ① 基本料金

【医師】居宅療養管理指導費（I）

※診療報酬（在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料）算定なし

基本項目	1割負担の場合の金額
単一建物居住者1人に対して行う場合	515円
単一建物居住者2～9人に対して行う場合	487円
単一建物居住者10人以上に対して行う場合	446円

#### 居宅療養管理指導（Ⅱ）

※診療報酬（在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料）算定あり

基本項目	1割負担の場合の金額
単一建物居住者1人に対して行う場合	299円
単一建物居住者2～9人に対して行う場合	287円
単一建物居住者10人以上に対して行う場合	260円

#### 【管理栄養士】

基本項目	時間	1割負担の場合の金額
単一建物居住者1人に対して行う場合	30分	545円
単一建物居住者2～9人に対して行う場合		487円
単一建物居住者10人以上に対して行う場合		444円

※ただしいずれも1月に2回を上限とする。

なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。

#### ②中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【医師・管理栄養士】

基本項目	負担額
厚生労働大臣が定める地域に居住している場合	基本料金の5%

#### ③自費料金

自費項目		自己負担額
交通費	1回訪問につき	100円
材料代 日常生活上必要な諸費用	費用分	実費
コピー代	1枚につき	10円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆自己負担額の金額は介護保険証及び負担割合証の負担割合に準じて算定します。自己負担割合が2割、3割の方には別途自己負担分を提示し、料金説明させていただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第11条参照）

料金・費用は1か月ごとに計算し、10日頃に請求書を送付致します。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし  
振替日は20日（休日の場合は翌営業日）  
です

イ. 下記指定口座への振込み  
山陰合同銀行 城北出張所  
普通 3659629

《口座名義》  
社会福祉法人こうほうえん  
にしまち診療所悠々  
理事長 廣江 晃

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第12条参照）

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ・利用の中止の申し出をされた場合でも取消料は頂きませんがその場合には速やかにご連絡下さい。
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ・ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が個別援助計画に定めた実施回数、時間数が異なる場合には、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者との調整の上、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画の変更又は要介護認定の変更申請の援助等必要な支援を行います。

※居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に対する日割り計算は行いません。

6. サービス提供における事業者の義務（契約書第14条、第15条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
  - ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取確認します。
  - ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
  - ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
  - ⑤ 事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
- ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
  - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 利用上の注意

- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、当事業所の備品等を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (2) 伝染性疾患等の情報提供

- ・ご契約者が他に感染の恐れのある病気に感染した疑いがある場合には、病院受診等していただくと共にその旨を事業所までご連絡をお願いします。

### (3) 健康上の理由による中止（管理栄養士のみ）

- ・風邪、病気や感染症の疑い（発熱・嘔吐・下痢症状がある場合）の際には、サービスの提供をお断りすることがあります。（病状の急変（裂傷による通院や疾病悪化による入退院）や感染症等発症（インフルエンザ・ノロウイルス他）の連絡等重要な事項など利用者及び家族が報告の義務を怠った場合）
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又は、中止することがあります。（熱発や血圧等が異常に高い場合・意識障害が低下した場合）その場合、緊急連絡先のご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ご利用中に、体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。又、必要に応じて速やかに主治医の医師等に連絡を取る等、必要な措置を講じます。原則として事業所より医療機関への受診を勧められた場合は、ご家族でかかりつけ医への受診対応をお願いします。

## 8. 連帯保証人について（契約書第24条参照）

ご契約者が医療機関を受診する場合、受診手続きが円滑に進行するようご協力いただきます。ご契約者の利用料等の費用負担について、ご契約者と連帯して支払いの責任を負っていただきます。

## 9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・家族・関係機関に連絡を行うと共に必要な措置を行います。

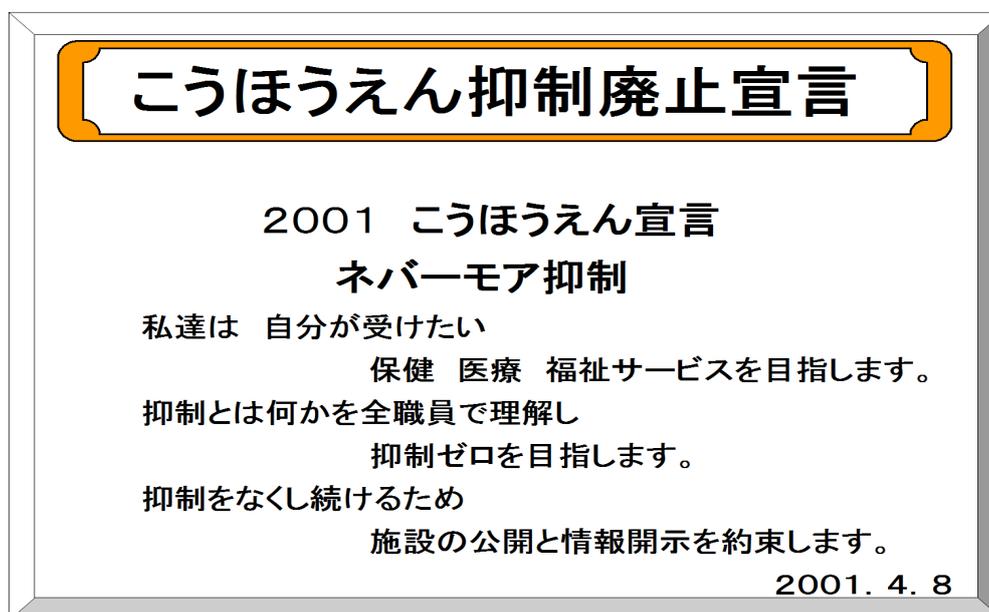
## 10. 損害賠償について（契約書第17条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者及びその家族に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 1.1. 身体拘束について

当施設では、ご契約者に対する身体拘束を廃止する為、下記に掲げる「こうほうえん抑制廃止宣言」を提示しています。



## 1.2. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第20条参照）

- ①契約者が要介護（支援）認定を受けられなかったとき
- ②契約期間満了日の7日前までに契約者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき
- ③契約者が契約を解除したとき
- ④事業所が契約を解除したとき
- ⑤契約者が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院をしたとき
- ⑥契約者において、居宅療養管理指導サービスの提供の必要性がなくなったとき
- ⑦契約者が死亡したとき

事業者は、前項第七号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

### （1）ご契約者からの解除・契約解除の申し出（第21条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出ください

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画・介護予防サービス・支援計画」が変更された場合
- ④事業所もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を実施しない場合
- ⑤事業所もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業所もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第22条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります

- ① 事業所は、ご契約者及びご家族等が法令違反又はサービス提供を阻害する行為、ハラスメント等をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になった時は、30日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。
- ② 事業所は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって契約者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関と協議し、必要な援助を行います。

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第20条参照）

契約が終了する場合には、事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘察し、必要な援助を行うよう努めます。

### 1.3. 個人情報の保護・開示について

(1) 法人で定める、「個人情報保護基本方針」に従い、最大限の配慮を行います。

また、医師には契約者の守秘義務があり、個人情報は外部に漏らしません。

ただし、居宅療養管理指導は契約者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

ご質問やお問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、担当窓口を定め責任ある対応に努めます。担当窓口は『1.6. 苦情の受付について（1）当施設における苦情の受付』と同じです。

(2) 当事業所の職員は、サービス担当者会議（テレビ・電話装置などを利用した場合も同様）において、契約者又はその家族等の個人情報を用いる場合は当該契約者あるいは家族等の文書による同意をあらかじめ得ます。

#### 14. 虐待の防止について

当事業所では、ご契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

診療所所長 氏名 岸 清志

- (2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を開催して虐待防止に係る検討・対応を行うこととします。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

#### 15. 非常災害対策

災害時等における業務継続計画（BCP）を策定し、可能な限り業務が維持、継続できるよう図ります。また、業務継続計画は定期的に見直しを行っていきます。

#### 16. 苦情の受付について（契約書第26条参照）

苦情解決は申出を受けて1日以内にその対応に着手する事を原則とし、受付から事実確認・解決方法の検討・管理者の決裁・関係者との連携・改善についての利用者確認の流れで行ない、その全てを記録に残す事とします。

- (1) 当施設における苦情の受付

- ① にしまち診療所悠々

電話 0857-25-6523 FAX 0857-25-6516

- ② 施設独自の福祉サービス苦情解決第三者委員の方を以下のとおり委嘱致しております。委員の方に直接書面で申し出ていただくことも出来ます。

氏名	連絡先
澤田 博隆	〒680-0002 鳥取市浜坂東1-16-20 (FAX 0857-23-2287)
橋本 京子	〒680-0801 鳥取市松並町2-270-4 (郵送のみ)

- ③ 法人総合 ご利用者相談・苦情窓口 櫻井 伸哉

フリーダイヤル電話 0120-418-658 (ヨイハローゴハ)

- ④ 施設にはご意見箱が設置されています。ご意見・ご要望・お褒め・お叱り等、何でもご自由にご投函・ご活用ください。

- ⑤ 次の方法でご意見をお寄せいただくことも出来ます。

E-mail: [welfare@kohoen.jp](mailto:welfare@kohoen.jp) (ホームページ <http://www.kohoen.jp>)

(2) 関係機関における苦情の受付

- ① 鳥取市役所 福祉部 長寿社会課 介護保険係  
電話 0857-30-8212 FAX 0857-20-3906
- ② 鳥取県国民健康保険団体連合会 介護保険室  
介護サービス苦情相談窓口  
電話 0587-20-2100 FAX 0857-29-6115
- ③ 鳥取県福祉サービス運営適正化委員会 (鳥取県社会福祉協議会)  
電話 0857-59-6335 FAX 0857-59-6340

17. 重要事項説明書内容変更時の取扱いについて

「重要事項説明書」の内、下記以外の事項については、手続き簡略化のため、今後は変更部分の説明書面の交付をもって同意していただいたものとさせていただきます。

1 事業所

5 当施設が提供するサービスと利用料金 (但し、制度改正による利用料金変更は除く)

18. 第三者評価の実施について

- (1) 実施の有無： 有 ・  無
- (2) 実施した直近の年月日： —
- (3) 実施した評価機関の名称： —
- (4) 評価結果の開示状況： —



# 利用者の皆様へ



## お約束とお願い

社会福祉法人こうほうえんの職員は、利用者の皆様がこうほうえんでの保健・医療・福祉サービスにおいて人として尊重され、よりよい信頼関係のもとに安心して過ごすことができるよう、利用者の皆様へお約束とお願いをいたします。

社会福祉法人こうほうえん 理事長 廣江 晃

### お約束

- 1 利用者の皆様は、いかなる状況にあっても人格的に尊重されます。
- 2 利用者の皆様は、個々に応じたケア・治療・保育・障がい支援などのサービスを受けることができます。
- 3 利用者の皆様は、正しい情報を得ることができ、各種サービスを選ぶことができます。
- 4 利用者の皆様の個人情報を守り、プライバシーを尊重します。
- 5 利用者の皆様は、人種・信条・性別・社会的身分等によって差別されることなくサービスを受けることができます。
- 6 利用者の皆様は、意向に沿ったサービス計画の作成に参加することができます。

～なお、以上のお約束に反する職員がおりましたら、遠慮なくお申し出ください～

### お願い

- 1 こうほうえんの職員は法人の財産です。サービス提供においては誠心誠意対応しますが、それを越えた要求に関しては応じかねることがあります。職員に対しても思いやりを持って接していただきますようお願いいたします。
- 2 施設には多数の利用者がおられます。共に安心して過ごせるようご協力をお願いいたします。
- 3 訪問・面会・お見舞い等に際しては、他の利用者の皆様にご迷惑がかからないようお願いいたします。
- 4 暴力行為・暴言・誹謗中傷・過度の飲酒等、目に余る行動をされた方には、退所またはサービス提供のお断りをお願いすることがあります。

註：「利用者の皆様」とは、施設では「利用者および家族」、病院では「患者および家族」、保育園では「園児および保護者」のことを言います。

《事業者》

当にしまち診療所悠々のサービス提供の開始に際し、「重要事項説明書」を配布の上本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

にしまち診療所悠々

説明者 氏名

《契約者》

私は、「重要事項説明書」を受け取り本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、貴にしまち診療所悠々のサービス提供の開始に同意しました。

住所

氏名

《署名代筆者》

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名を代筆した理由

住所

氏名

本人との関係

《連帯保証人》

私は、「重要事項説明書」を受け取り本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、連帯保証人の責任につき了承しました。

住所

氏名

本人との関係